

お客さま各位

日本航空株式会社

## リチウム電池取り扱い一覧表の改定について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、2016年1月19日発行の IATA 危険物規則書第 57 版(DGR)補遺(Addendum)においてリチウム電池の取り扱いに関する一部規則が改定されました。それに伴い、弊社作成のリチウム電池取り扱い一覧表を改定し、弊社ホームページに掲載いたしますので、お知らせいたします。

なお、今回の改定は弊社にて既に受託を停止している品目が対象となっております。弊社における取り扱いに変更はございませんので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 主な改定内容

##### (1) 包装基準 965 (UN3480 リチウムイオン電池に適用する包装基準)

###### A. Section IA および Section IB

- リチウムイオン単電池または組電池は、定格要量の 30%以下の充電率のみ輸送可  
(充電率 30%を超えるリチウムイオン単電池または組電池は、発地国及び運航者の属する国が書面で輸送条件を用意し、これらの国から承認を取得すれば輸送可)

###### B. Section II

- リチウムイオン単電池または組電池は、定格要量の 30%以下の充電率のみ輸送可
- 荷主は Section II の基準によって用意された 2 個以上の包装物を、一つのコンサインメントに割り当てて輸送を依頼することが認められない。
- Section II の基準に基づき用意されたリチウムイオン電池の包装物およびオーバーパックは、非危険物と分けて運航者に提供されなければならない。
- Section II の基準に基づき用意されたリチウムイオン電池の包装物およびオーバーパックは、運航者に提供される前に、ULD に積み付けられてはいけない。
- 一つのオーバーパックに収納にすることができる Section II の基準によって用意された包装物は 1 個のみ。

##### (2) 包装基準 968 (UN3090 リチウム金属電池に適用する包装基準)

###### A. Section II

- 荷主は Section II の基準によって用意された 2 個以上の包装物を、一つのコンサインメントに割り当てて輸送を依頼することが認められない。
- 一つのオーバーパックに収納にすることができる Section II の基準によって用意された包装物は 1 個のみ。

## 2.規則改定日

2016年4月1日より有効

上記の包装基準 965、968 における規定変更に関わらず、弊社におきましては、引き続き、旅客機でのリチウムイオン電池、リチウム金属電池の単体輸送の禁止を継続いたしますので、ご留意願います。なお、包装基準 966/967/969/970 は従来どおり、受託可となります。

[別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

添付-2: リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

以上